

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和6年12月6日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「任用する年度の前年度末における」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」と
いう。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の周南市
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給
与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(参 考)

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(給料表及び職務の級) 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、<u>任用する年度の前年度末における</u>周南市一般職の職員の給与に関する条例(平成15年周南市条例第44号。以下「給与条例」という。)別表第1に掲げる給料表を準用し、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、その者の職務の級を決定する。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	(給料表及び職務の級) 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、周南市一般職の職員の給与に関する条例(平成15年周南市条例第44号。以下「給与条例」という。)別表第1に掲げる給料表を準用し、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、その者の職務の級を決定する。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)